

一般財団法人生涯学習開発財団 コーチング認定資格規約

本規約は、一般財団法人生涯学習開発財団によりライフ・ラーニング・メンバーズとして登録されている株式会社コーチ・エイおよびそのコーチ認定委員会（以下、「認定委員会」という。）による、コーチングの認定資格（以下、「認定資格」という。）の資格付与及び運営について定めたものです。

第1条 認定資格制度の目的

認定資格とは、国際コーチ連盟（以下、「ICF」という。）の定める「コーチのコア・コンピテンシー」に基づいた専門機関でコーチングを学び、実践し続けていることを証する資格であり、コーチがどのようなトレーニングを積み、どのようなスキルや経験を積んできたのかという、コーチとしてのコンピテンスを判断する基準の一つとなるものです。

第2条 認定資格の名称及び種類

認定資格の名称及び種類は以下の通りとします。

- ・「一般財団法人生涯学習開発財団認定コーチ」
- ・「一般財団法人生涯学習開発財団認定プロフェッショナルコーチ」
- ・「一般財団法人生涯学習開発財団認定マスターコーチ」

第3条 認定資格の受験

認定資格の受験については、別に「一般財団法人生涯学習開発財団認定資格 受験要項」において定めます。

第4条 認定資格の有効期間

認定資格の有効期間は、認定有効開始日よりそれぞれ以下の通りとします。更新単位履修期間に認定委員会の定める更新条件を満たし、所定の申請期間内に更新手続きが完了しない場合はその認定資格は失効するものとします。

- | | |
|---------------------------------|-----|
| ・「一般財団法人生涯学習開発財団認定コーチ」 | 2年間 |
| ・「一般財団法人生涯学習開発財団認定プロフェッショナルコーチ」 | 3年間 |
| ・「一般財団法人生涯学習開発財団認定マスターコーチ」 | 3年間 |

第5条 認定資格の更新

認定委員会は、申請者が別途定めた「一般財団法人生涯学習開発財団認定資格更新 申請要項」において定める更新条件を満たし、更新申請、更新料の支払いをした場合に、保有する認定資格の有効期間を更新するものとします。

第6条 認定資格の取消

以下に該当する場合、認定委員会は、認定資格の有効期間中であっても、これを取り消すことができるものとします。

- ・申請書類等に虚偽または不正が認められた場合
- ・日本国内の法令等に違反する行為が明らかになった場合
- ・認定委員会が登録連絡先に連絡したものの、6ヶ月以上、合理的手段で連絡がつかない場合
- ・指定された期限内に認定資格に係る更新料を支払わない場合
- ・認定資格制度を誹謗中傷するような言動が確認された場合
- ・認定委員会の運営に重大な支障をきたす行為が認められると、認定委員会が判断した場合
- ・クライアントに対する守秘義務に違反した場合
- ・故意または過失によって、クライアントに損害を与えた場合
- ・認定資格者として不適切な言動があった場合
- ・その他、ICF が定めるコーチの倫理規定に反した行動が認められた場合

第7条 無資格活動の禁止

認定資格が失効又は取消となった場合、以後、認定資格を表示して活動することはできません。これに違反した場合、認定委員会は、違反者の氏名を公表できるものとし、これに対して違反者は損害賠償その他一切の請求はできないものとします。

第8条 個人情報取り扱いについて

株式会社コーチ・エィ プライバシーポリシーに準ずるものとします。

第9条 その他

本規約に定めがない事項については、認定委員会に諮り決定されるものとします。

当規約は、予告なく改訂されることがあります。変更が発生した場合は、ホームページ上で掲示を行い利用者へお知らせします。